

「學派」の成立としての日本社會 政策學會の性格

——幕末明治西洋經濟學移入系譜研究(二)

「社會政策學會」第二會大會報告

住 谷 悅 治

目 次

- 一 明治維新政府の産業政策
- 二 明治初期の外來社會思想の四大潮流
——それら思想の流れと政社、家塾、啓蒙的學者クラブ、學會——
- 三 明治初期における思想團體
- 四 明治初期先史的の勞働問題
——資本主義的矛盾の萌芽——
- 五 初期の勞働問題
——資本主義的矛盾の呈露——
- 六 「工場法」制定をめぐる政府および進歩的官僚の立場

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

(三一九)

二

七 社會政策學會の成立と共同の立場

八 學派對立の標準

——社會政策學派の場合——

九 結語(一) ——「學派」の概念

一〇 結語(二) ——「學派」私見

一 明治維新政府の産業政策

徳川幕府の倒壊と、これにつづく明治政府の出現は、その變革に參與した指導的な人々の主觀的意圖とは別個に、わが國における資本家階級と勞働者階級の發生を促進するための劃期的な契機となつた。明治政府は、一方において絶對王制の保持・確立(岩倉具視と大久保利通はその典型的政治家)と、他方においては、舊生産關係にたいして資本主義的生産關係の支配的を展開(木戸孝充は典型的・進歩的官僚政治家)への端切を形成するところの、政治的・社會的變革と任務とを擔當することになつた。しかしわが國が資本主義的建設への過程を辿り初めたのは、封建制度が、形式的に一應破壊され、清算された明治十年(西南の内戦)以後のことである。明治政府は西洋文明を移植し、政治・教育・軍備に主力を注いだため、産業部面の進歩は比較的遲滞した。もちろん産業部面の建設的努力を怠つたわけではなかつたが、封建制度倒壊のための直接の動搖、西南の内戦に至るまでの幾多の内憂外患、そのための財政的危機、紙幣の下落等々のため甚だしい打撃を受けねばならなかつた。そして

資本主義的生産機構が、やや明確に構成されたのは明治二十年前後であり、それがさらに明確な發展を遂げたのは、日清戦争後、明治三十年ごろであつた。

わが國における自由主義經濟學、(つづいて、社會政策主義經濟學、社會主義思想)の發生・發展は、かかる時代をその根據としたものであるが、明治政府の採用した主要な産業政策は、一般的には、尊皇攘夷より、尊皇開國へ、絶對王制と資本主義的制度の線に沿うところの、「文明開化富國強兵」、「殖産興業」のスローガンに示されたものに結びつくところのものであつた。殖産興業政策はその特色的のものであり、

- (一) 官營模範工場制度
 - (1) 各種の機械制工場の官營
 - (2) 西洋的方法による各種の鑛業開發の官營
- (二) 銀行、會社制度の發達にたいする保護干渉
- (三) 交通機關の發達にたいする保護干渉
- (四) 民間産業資本にたいする政府の資金貸與——政商の保護

等が主なるものであつた。

政府の努力したものは、歐米の直譯的資本主義移植政策としての官營模範工場制度であるが、これは富國強兵の見地から、重要なる資本主義産業を自から直營し、新式機械を採用した工場を設立運營し、或は機械を應用して鑛山の開發に精進した。しかし明治十三年ごろから、政府の資金負擔の困難や、官營工場經營方法についての批難や、産業の保護干渉政策を自體にたいする經濟理論的反擊、いわゆる産業上の自由放任主義の主張の強烈化、等により、政府は餘儀なく、産業政策上における方向轉換をせざるを得なくなり、一應はマンチエスター式

の自由放任政策の採用となつた。明治十三年十一月における官營工場拂下げ方針の決定(明治十三年十一月五日從來工業勸奨のため官設せる諸工場、諸鑛山は民營に歸せしむることの省令)と、明治十四年内務省から農商務省が分離獨立して創設されたことは、この一大轉換を示すものであると言つてよい。

明治十四年六月、農商務省の發した府縣への諭告は次ぎのごときものである。

「凡そ農工獎勵の事に於ては、官或は之に率先して其事業を開設し、或は其實利を指示する等、從來種々の方法に涉りて之を誘導せしと雖も、今や事業漸く開け人々自ら奮つて之に従事するの時に至つては、人民をして依頼するの思念を脱し、益々其自奮の氣象を擴張せしめざる可からず。故に専ら、法規により公平不偏、恰く之を保護し、詳に地方の實況を察し、一般の便宜を圖り、大に之を獎勵するを以て管理上の要務とす、宜しく此趣旨に基き施行すべし」云々。

もちろんこの諭告が完全なる自由放任主義への推移を聲明したものと云えぬとしても少くとも、自由放任主義の經濟政策への一步を政府の方針として示したものである。この諭告を發するに至つた根據は、すでに現實に客觀的情勢が、すでにその方針に堪え得らるる程度になつていたのと、政府の保護經營についての、企業家およびその理論家の批判と攻撃と壓力のあつたこと、町人階級が、その方向に活動を開始しようとしていたことに在つたと云えよう。その直後の政府の採用した政策は(一)模範官營工場主義の放棄と民間事業の保護助長政策(二)歐米資本主義制度の直譯的移植中心政策から、日本の經濟的情勢に歸せる現實的資本主義化政策であつた。これは當時の現實的情勢の方向に乗つたもので、一方において、自由放任主義を主張しつつも、なお他方において保護主義を堅持して、國家主義——ナシヨナリズム——、あるいは國家本位の立場から、企業家、商人階級(いわゆる

政商)への手厚い恩惠政策、或は保護政策を實行し、政商を繁榮せしめ、彼らをして近代的資本家の先鞭をつけしめるに至つたのである。

具體的には(一)三菱、共同運轉、日本郵船等の汽船會社に莫大な補助金を與えてその資本家的活動への援助をなした。(二)日本鐵道、山陽鐵道、九州鐵道等に配當率を保護し、且つ國有土地の無償拂下げ等々の特別援護の下に、初期資本家に自由なる活動の餘地を與えた。(三)多大なる資本を投下し、もしくは前途有望なる官營工場、造船所および鑛山、炭山等を拾値同様に政商に拂下げて、その自由活動に便宜を與えた。(四)政商に對して鐵道、取引所、等々の利權の獨占權を與えて自由活動を活潑ならしめた。

〔註〕政府のこのような手厚き庇護の下に自由に資本主義的活動の途上に登つた政商たちの主なるものは、松方、大隈の支持を受けて三菱王國を築いた岩崎兄弟、その勢力下に莊田平五郎、豊川良平があり、これと並立して伊藤、井上の支持を受けて三井王國を建設した三井一族、その下に中上川秀六郎、益田孝等があり、その他舊幕府の濫權策一、田中篤吉、薩摩の五代友厚、川崎正藏、長州の山城屋和助、藤田傳三郎、中野樞一、肥前の高嶋嘉右衛門、そのほか大倉喜八郎、古河市兵衛、森村市左衛門等々、何れも資本主義的企業家の先驅的な、典型的代表者であつた。これらの保護育成助長政策に加うるに明治二十七、八年の日清戰爭の戦勝の結果、わが國の國際的地位の向上に伴う經濟的發展の促進、潤澤になつた資金の企業資金への轉化等に原因して、すでに着々その基礎を確したわが資本主義は、明治三十年代に至つて、さらに飛躍的發展を遂げたのであつた。

〔註〕經濟的背景

- (一) 明治九年(西南戰爭の直前)から、政府は、盛んに不換紙幣を濫發し、九年末には、一億七百萬圓ほどであつた民部省札および銀行紙幣の上に、さらに
 - (二) 明治十年の西南戰爭のために、五千八百萬圓を増發した。
 - (三) 明治十三年一月末には、總額一億七千萬圓に上るにいたつた。
- これに伴つて物價騰貴、商業の發展、企業の振興等の現象を生じ、政府によつて保護育成された資本主義が、自からの法

則を貫徹しようとしはじめた。郵便汽船會社の三菱拂下げ、明治初年の官營工場次ぎ次ぎの拂下げを一決し、明治十三年十一月「工場拂下概則」を發した。

(四) 明治十四年、北海道官有物拂下げ事件。十三年より十八年までの政府による紙幣整理がけじまつたが、十四年末から不況が來襲する。

(五) 明治十六年、未曾有の大恐慌の襲來。

(六) 明治十八年、大恐慌が繼續する。

(七) 明治十九年、紙幣の正貨交換が行われるようになり、運貨安定し、企業熱が再興する。

(八) 明治二十二年、企業熱が盛況となる。凶作。

(九) 明治二十三年、恐慌、前年の凶作と公債募集と第一回帝國議會選舉に就する政治的不安による經濟恐慌。日清戰爭前まで恢復遅々。

(一〇) 同二十六年、銀貨の低落を契機とする輸出の振興により、景氣は上昇して恢復局面に進んだ。明治二十八年四月、講和條約の調印。かくして

(一一) 日爭戰爭は、三億七千萬圓に達する償金のほか一億數千萬圓に上る外資を輸入した。ために通貨膨脹、物價騰貴、企業勃興という趨勢となり、會社數は戰前の二倍以上にも上り、資本金六割以上に増大した。鐵道の敷設、海運業、造船業の蹄進、銀行の増設、日清戰爭の賠償金の利用による金本位制の實施が可能になつた。さらに軍備擴張、増税、企業熱勃興、大工場、都市貸銀労働者の増加という好景氣の展開となり、日本資本主義の展開のための基礎が備わり始めたのである。

(一二) 企業勃興。好景氣の繼續と物價の騰貴。

(一三) 明治三十年反動恐慌の來襲により、綿絲業の破産、銀行の取付の擴大となり、労働爭議三十件あり、はじめて近代時意味において階級として相對立抗争開始。「労働組合期成會」の階級的自覺

(一四) 明治三十一年 景氣下降期、労働爭議三十件。

(一五) 同三十二年、外債一億の成立とともに、これが景氣上昇させる機縁となり活況に向う。労働爭議十五件。

(一六) 同三十三年、北清事變、對支貿易の頓挫。

(一七) 同三十四年、恐慌、労働爭議十一件。社會民主黨の結成および即日解散の事件あり。

(一八) 同三十五年、景氣下降期。労働爭議十八件。

二 明治初期の外來社會思想の四大潮流

——それら思想の流れと政社、家塾、啓蒙的學者クラブ、學會——

倒幕の標語は尊皇攘夷であり、王政復古であつたが、倒幕後に出現した明治の新社會は、一方において尊皇であり、復古であつたが、他方において開國であり、革新であつた。もちろん國學・神道の思想は、倒幕の標語を復古的批判的主張に結びつけることによつて、舊幕精神が絶對至上のものでないことを一般世人に教えたことにおいて、效力があり、その限りにおいて彼らの復古思想も一應の貢獻を果したと言えるが、しかし維新後の大勢は、むしろ復古を求めないで革新を望み、文明開化を謳歌した。維新そのものは制度的に二重性格を内包せしめた不徹底の變革であつたが、觀念的には、甚だ劃期的な、進歩思想が普及した。例へば四民平等、帶刀廢止、斷髮令、廢娼、奴婢廢止、穢多非人その他の差別撤廢等がそれであり、新政府の優れたる官吏であつた森有禮のごときは、西洋がぶれしているという誤解を受けて暗殺されたほどであるが、伊藤博文ですら、森有禮について、「其人日本の産なりと雖も其の性質、風習は悉く泰西の人なり」（『日本大家論集』）と評したほどであり、明治十七年——二十年ごろには、要路者中心に鹿鳴館時代という淺薄な、西洋心醉、歐化時代をさえ出現せしめた。高山樗牛によれば「……げに當時の社會に最も勢力ありしは、一言すれば歐化主義なりき。是主義は其現れたる形の上より見れば種々あれども、其根本の目的は我邦一切の文物を西洋化するにあり。當に其の衣と食と住とを洋にするのみならず、當に鐵道を布き、電線を架し、其外部の生活を洋にするのみならず、國體も民心も、出來得るならば其髮をも眼をも皮膚をも洋にせむとするにあり……是の外を尊ぶの傾向は、明治の初年にも已に存せし

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

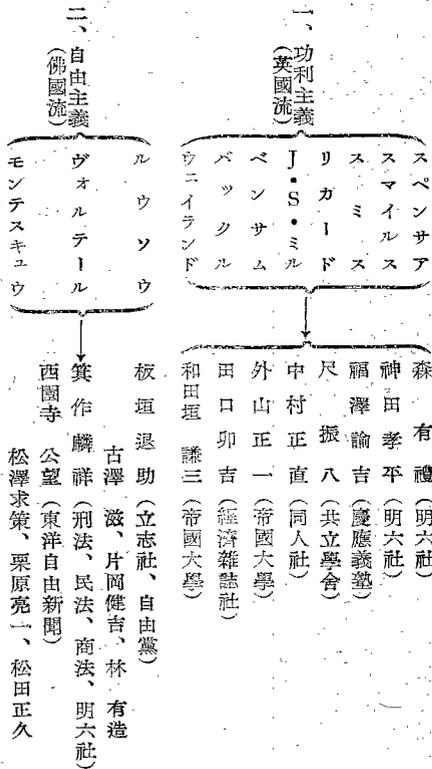
(三二五)

八

ことは……。かくて所謂皇室春流の些細の反對を蹴倒して、歐化主義は一瀉千里の勢を以て進行せり。」(太陽、
眞都三十年記念増刊)

1) 嘉治隆一、明治時代の社會問題、一二頁。

〔註〕 明治十七年から二十年にかけて、鹿鳴館時代と呼ばれた極端な歐化主義の表現された時期があつた。これ憲法發布、條約改正の前夜における日本の社會が名實ともに世界的舞臺に乗り出さなければならぬという指導者層の意圖が表現された一時的な淺薄な歐化風潮であつた。これにたいして國粹主義者の部面から痛烈極まる反對や非難が起つた。しかし現實に日本の社會に残つたものは、「ドイツ式の折衷的で不徹底な田舎式歐化主義的なものであつた」し、「日本の社會の歐化は依然として、明治維新の場合に見たと同じような不徹底な矛盾だらけのものであり、隨つて結果から見れば國粹派の憂へていたような馬鹿な現象は實際社會に根を張らず、寧ろ表面に目立つほどには實際上の惡影響のみを残しはしなかつた。」(嘉治隆一「明治時代の社會問題」、二三頁)



↓ 中江兆民 (佛學塾、自由黨) …… ↓

平井義十郎 (長崎) …… ↓

↓
酒井雄三郎
小島龍太郎
小泉榮太郎
幸徳傳次郎 (社會民主黨)

征矢野半彌 …… 堺 利彦 (平民社)
(自由黨)

大井 憲六郎 (東洋自由黨)

三、國權主義 (獨塊流)

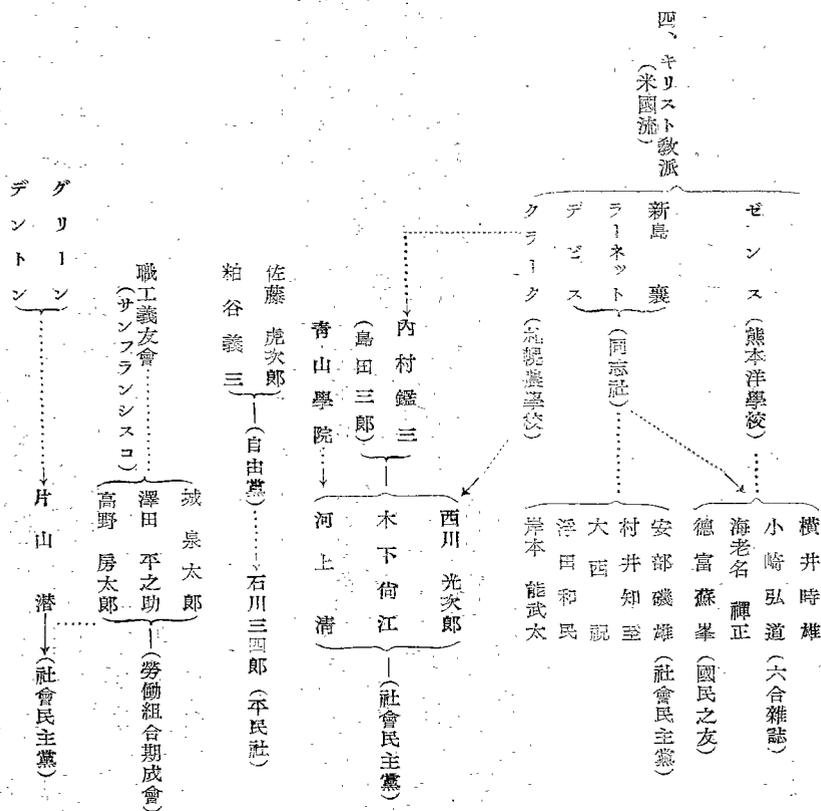
シユタイン
グナイスト
レスレル
ブルンチェリ
ビイデルマン
ピスマルク
リス
ト

↓
西村茂樹 (明六社、弘道會)
加藤弘之 (明六社、帝國大學・帝國學士院)
伊藤博文 (帝國憲法、帝國議會)
國家學會、
海江田 信義 (貴族院・樞密院)
大島貞益

←
金井 延、桑田 熊藏、和田垣 謙三
(新歴史學派) (社會政策學會)

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格



三 明治初期における思想團體

明治啓蒙期における思想の流れの中にあつて影響の大なるものに政社と稱せられるものが各地に設立され、自由民權運動への思想的母胎となつたが、中で有名なものは立志社であつた。

明治六年征韓論に敗れた板垣退助は古澤滋とともに土佐に歸り、七年四月、高知に立志社を起した。その名はスマイルスの「西國立志篇」から採つたものと伝えられているが、主としてスペンサーとルウソウとの思想が宣傳された。これより先きに、明治六年、征韓論破裂に際して板垣退助とともに文武諸官にあつたもので連袂辭職した土佐實業の人々は、海南義社なるものを結んだが、これは土族のみの政治結社である。「平民民權」にたいする「土族民權」の一派（盟約の署名者は、谷重喜、北村重頼、山地元治、長谷重名、片岡健吉、高尾長祥、林有造、土屋可成、岩崎長明。翌七年一月、板垣は「民選議院設立建白書」を提出し、また愛國公黨を設立したが、同年三月土佐に歸つて海南義社の人々と、四月立志社を創立。

〔註〕竹越與三郎の「新日本史」に曰く「高知に三大政社あり。曰く立志社、曰く靜儉社、曰く中立社是なり。立志社は則ち、板垣の率いる所にして、社員千餘人あり、洋學所を開き、法學所を設け、日夜々自由民權の説を講じ、或は佛國革命を童論に作つて市街に歌謳せしめ、或は魯國社會黨の非運を小説に作つて傳唱せしめ、以て自由民權を平民に知らしめんと勉めたり。」云云。これが數年、愛國社（明治十一年）となり、自由黨（明治十三年）となつた政治的結社であつた。

立志社設立の根本主義は、「不羈獨立の人民ありて國始めて固く、國權従つて伸張する」となし、「自主自由・自治自立主義」を唱え、「四民平等・天賦人權」を論じ、「政府は民權保持の具」であるから、「諸君と共に此組合の制を完備擴張し、相共に結合し、以て自修自治の志を達し、遂に上つて天下の民會を設立し、國家定立の

基本を立てん」ということを天下に訴へている。しかし立志社の本質については、從來、世に傳つてゐるのはその趣意書のみで、立志社は愛國公黨の發展であり、自由黨の萌芽としての政治結社であるとされておるが、その性格は別個のものであつた。明治七年四月の發表になる趣意書によると、「立志社は當初は寧ろ士族救済の組合たる機能を第一に盡した事が明らかで、即ち今や智勇を備へたる士族が時代の進運と共に經濟的に窮迫して、その才能を伸ばすに由なく、然も他方農工商の三民は富を有しつつも氣慨方量に乏しく何ら爲すところがない。今や三民の恒産と士族の智勇とを結合することが極めて肝要であると説いてゐるのであるが、一方から見れば、一種の啓蒙的抱負を以て三民に呼びかけたとも見られるが、事實は士族の衰しき悲鳴というのが酷であるとすれば士族の自己救済・再出發の決意を示したアップビルであつた。」なお、舊立志社々員島崎猪十馬の「舊各社事蹟」によると、土佐では獄洋社、回天社、發揚社、修立社、有信社等の政社は板垣の自由民權論に共鳴し、二十年ごろまで政治的活動を繼續したが、それら政社で盛んに讀まれた書籍は、新刊の翻譯書スペンサーの社會平權論、ミルの代議政體論、ベンサムの自治論、スミスの經濟書、ルソーの民約論、並びにフランス革命史等であつた。いづれも「學會」というより「政社」であつた。

同様な政社は東北では明治八年八月、石陽社(福島縣)、明治十一年一月、三師社が河野磐州を中心として創立されてゐる。同十年十一月には會津の愛身社、信州松本の「獎匡社(明治十三年、松澤求策等)、明治十二年一月、筑前の共愛會(中村耕介、郡利、大庭弘等)、同十二年五月福岡の向陽社(頭山滿)等、いづれも自由民權運動——國會開設と憲法制定への——母胎であり、諸政黨結成への細胞的存在としての政社であつた。

1) 鈴木安藏「自由民權・憲法發布」一三頁、一四頁。

立憲改進黨への細胞的のものとして嚶鳴社（沼間守一、島田三郎、大岡育造、肥塚龍等）、三田派（東洋議政會の矢野文雄、藤田茂吉、箕浦勝人、犬養毅、尾崎行雄等）、鷗渡會（小野梓を中心として、帝國大學出の高田早苗、岡山兼吉、山田一郎、天野爲之、市島謙吉、山田喜之助等）、何れも政社としての性格を有つていた。

維新直後における社會科學の移入の一例——福澤諭吉の「福翁自傳（岩波文庫版、一一四—一一六、一二九—一三〇頁）には、福澤は、渡歐中英佛の政治制度や社會施設には驚嘆し、米國の社會制度も一々珍らしかつたといふことは、西洋の自然科學よりも、社會科學について日本では空白であつたことを物語るものであるといわれている。洋學は、はじめに自然科學、つづいて社會科學という順序であつた。西洋の社會科學の日本移入についての初期の段階の著るしい實相は、「福澤諭吉」（石河幹明著、八五頁）において見られるであろう。

「従前の學風は單に技術を西洋に取るの趣意にて、醫術より入りて無事に及ぼし、築城、鑄砲、造船、操練等は最も世人の注目する所なりしかども、吾々の一類は尙ほ一步を進め、西洋の學問を社會の人事に適用せんとて窺に志を起したること、當時に在ては恰も非望に似たれども、同志の信ずる所皆その方向を共にし、既に西洋學を單に技術とせざるべき彼の國の歴史を讀むは勿論、政治經世の學問もあらんとて、頻りに其書を求めて米國出版の萬國史並びにポリチカル・エコノミー等を得たり。萬國史は先づ和漢の史類に似て大同小異なれどもポリチカル・エコノミーは實に面白く、其議論の精密なること著に意志に出でて、恰も我々に固有する舊漢學生主義の心事を顛覆したり。依て此書を何と譯す可きやと相談の上、何分にも穩なる文字なれども假に經濟論と譯したるは、即ち日本に西洋經濟學の始めなり。西洋既に經濟論あり、然らば則ち論語大學の如き倫理の書もなかる可からずとて語合ふ折柄、小幡篤次郎君が市中にてモラル・サイエンスと題したる原書の古本一冊

を購ひ來りて、之を讀めば則ち道德一偏の論なり。是れは妙なり、直に同様の書を買はんとて米國へ註文したるはウエーランド氏のモラル・サイエンスにして、之を修身論と譯したり。就中既に經濟を講じ修身の書を読み又法律の原理等を知る、恰も我平生より信する所の學問に根據を得たる心地して、最早天下に恐るる所のものなく、全日本國の古學者流を相手にするも之を一手に引受けて壓倒す可しなどと云ふ意氣込にて、眞一文字に進行す。」云々

ここに西洋の社會科學としての經濟學、あるは西洋近世の道德哲學に接觸した當時の先覺的な青年學徒の感激が如實に示されているのである。

西洋の社會科學の移入について、福澤とともにその功績を記憶さるべき西周・津田眞道であるが、兩氏は、「文久二年（一八六二年）より慶應元年（一八六五年）に至る四年間に、幕府からオランダへ留學を命ぜられ、ライデン大學の教授フイツセリング *S. Vissering* から、「政治學之大本」に就いて教授を受けたが、そのときの學科目は、性法學、萬國公法學、國法學、經濟學、政表學の五科に分れ、兩氏の歸朝後、五科の内經濟學を除き、他の原稿は兩氏と神田孝平氏により譯して出版された。西・津田兩氏は更に當時和蘭の學界を支配していたコントの哲學に接し之を我國に移植した。彼等は後明治新政府に仕へて政府の施設に又民間の啓蒙に貢獻したが（森鷗外全集第九卷「西周傳」）ここに「政治學之大本」とは正に我々の謂ふ社會科學に外ならないのである。之等の洋學輸入者は明治六年に「明六社」なるものを組織し、「明六雜誌」を發行したが、其の同人に福澤諭吉、西周、津田眞道、加藤弘之、西村茂樹、中村正直、箕作麟祥、森有禮を包含し、隱然として洋學輸入人の中心であり文明開化の本山であつた。」

〔註〕「明六社」について。明治四十年石井研堂著「中村正直傳」に「明六社の組成」(第二十一章)には次ぎのごとき説明がある。

「明治前後、新聞雑誌の名を冠したる出版もの、大に流行し、維新後、活版術行はるるに及びて、一層其の盛を致し、尠からず國民の思想を一洗せり。就中、傑出せしものを、先生等諸同人の企てたる明六雜誌と爲す。

明六雜誌は、明治六年二月に出てたるによりて、名つくる所の學術雜誌なり。これよりさき、森有禮、福澤諭吉、西周、加藤弘之、箕作麟祥及び先生等、當時の碩學相議して協會を組成せり。これ明六社にして本邦學術協會の嚆矢なり。次で、ただ席上一時の談論に止めんよりは、之を印刷して、世間に流布するの、益有るに如かずとなし、終に之を公刊して、弘く世上に發賣せり。

第一號の緒言に左の如く標榜するを見る。

「頃日、吾儕盡嘗し、或は事理を論じ、或は異聞も談し、一は以て學業を研磨して精神を爽快にす。其談論筆記する所、積て冊を成すに及び、之を鏤行し、以て同好つ士に頒つ。瑣々たる小冊なりと雖も邦人の爲に、知識を開くの一助とならば幸甚。

明治甲戌二月

明 六 社 議

今日之を見る時は、紙數僅に十二葉の小雜誌に過ぎざれども、其の行論は、即ち風俗改良論、文學論、法政論、西史等、刻下至要の新説ならざる無く、最も新社會の木鐸西洋思想の鼓吹者として、大に歡迎せられたるを知る。特に、先生の論著は常に純正穩健を以て稱せられき。

數年にして、他の新聞雜誌、稍々其の體裁を成し、また雜誌發刊の要を見ざるに及び遂に廢刊したりし。當時若子の利益金尙存したりしかば、之を積みおきて基金となし、毎月一回、會員相集りて、晚餐を共にすることしたりき。爾來、近年まで永續したりし、神田の三河屋に於ける明六會即ちこれなり。

これによつても知らるるのように、「明六社」の性格は「學會」、「學術クラブ」、あるいは「啓蒙團體」と、言うべきもので「學派」とは稱しえないものである。

〔註〕「同人社」のこと。中村正直が明治六年二月に設立した家塾であつて、學術團體ではない。同じ「中村正直傳」に曰く「先生の靜岡に在る、諸藩書生の來りて學ぶもの甚だ多く、先生の東上するや、亦徒ひ上り、加之都下の學生、先生の徳を慕ひ

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

て、入門を請ふ者有り。因て六年六月、家塾を邸内に設け、始めて生徒を教育せり。名けて同人社といふ。之を先生の、明治の教育界に大貢獻せる萌芽となす。」と。そこで英語、讀本、文典、地理、歴史等の諸科を教授し、入塾者が甚だ多かつたという。「傳」に曰く。「時に、都下家塾の盛大なるは何れも英學塾にして、三田に慶應義塾有り、新錢座に攻玉社有り、小石川に同人社あり、三校縣立して、文明の源泉となり、幾多の英才を出せり。」云云。

共立學舎 尺撥八の創立にかかるものであり、家塾として、同人社、慶應義塾、攻玉社等と同じ性格を有つたものである。佛學塾 中江兆民が、明治七年に開設したものであり、當然フランス式自由主義思想と哲學思想が講ぜられたが、その第一期生には、酒井雄三郎のごとき、社會思想家が在在した。明治十五年二月「政理叢談」を發行したときは、酒井はそのことに協力している。彼は中江を介して徳富蘇峯と相知り、蘇峯の「國民之友」創刊にさいしては社友となり、明治二十二年農商務勅託として渡佛し、彼地の社會運動の視察と社會問題の通信とを寄せた。

- 1) 石河幹明「福澤論吉」八五頁。
- 2) 河合榮治郎「金井延の生涯と學蹟」三一頁。
- 3) 石井研堂「中村正直傳」八六頁―八七頁。
- 4) 同書八一頁―八三頁。
- 5) 拙著「酒井雄三郎のデモクラシー論」

「共存同衆」明治六年に、かつてロンドンに留學していた人々によつて組織せられたクラブ的思想團體で、「日本國民としての意識に基いて一藩一郷の思想を清算し、英國流の新知の識普及と相互の懇親とを計ることとした」もので、明治七年に東京で發會式を挙げ、次ぎのごとき、當時の優れた法曹家、官吏、宗教家、實業家、學者思想家が参加し、大内青巒の編輯名儀で、雜誌「共存雜誌」を、明治八年一月から發行した。發會式を挙げた際、萬里小路通房、松平信正、小野梓、赤松速城、岩崎小二郎等があり、雜誌同人としては、馬場辰猪、尾崎三良、金子堅太郎、島田三郎、鳩山和夫、菊池大麓、肥塚龍、増島六一郎、島地默雷等である。雜誌は明治十三年五月、

六十七號をもつて終つたが、會そのものは、長年繼續し、大正年間までも命脈を保つており、當初は、その實踐活動としては、明治新政府にたいし、イギリス流の紳士道の立場から、さまざまの建言をしたといわれている。しかし、これらの人々の漠然とした思想的傾向と、教養として身につけた功利論と自由民權論とは、ただ觀念上の問題として止つていたので、現實の社會經濟の本質的機構の把握、その社會科學的方法による理解と、これによる實際問題の解決という點において、彼らに共通な學問的・「學派」と呼ぶに値するものを見出すことはできなう。

國家學會の成立——明治二十年、伊藤博文（當時伯爵）の激勵と政府の支持を得て、東京帝國大學教授が中心となつて創設したものであるが、この學會の性格は、一憲法制定という我國社會の發展の一重要時期に際し、官僚國家の見地から立憲制度の社會科學的基礎を闡明し、立憲思想の科學的宣傳をなすことを目的として生れた³⁾ものであつた。學派というより官學學者教授の研究團體、もしくは立憲思想發表の機關であつた。東京帝國大學の「國家學會雜誌」は、その後身たるもので、現在は東大法學部の「機關雜誌」となつてゐる。

經濟學攻究會——明治二十九年一月十六日、町田忠治によつて創立された學會で、その名のごとく經濟學に關する事情を攻究することを目的としたものである。幹事は和田垣謙三、鈴木純一郎であり、ほかに會員としては金井延、井上辰九郎、櫻田助作、和田垣謙三、日野某、桑田熊藏、宇都宮昂等であつた。

註1) 嘉治隆一「明治隆治時代の社會問題」二〇頁。

2) 嘉治隆一、同上、二二頁。

3) 森戸辰男「大學を中心とする社會科學研究團體の進化」——（我等、第八第、卷十號）

四 明治初期（先史的）の勞働問題・社會問題

——資本主義的矛盾の萌芽——

(一) 高嶋炭抗の抗夫の暴動——西南戰爭後、最初に起つた社會問題は、明治十一年七月（二十七日—九日）の九州高嶋炭抗々夫の約二千名の暴動であつた。^{〔註〕}「高嶋炭抗は、幕末、オランダ人ポードウインが發見して採掘をつづけていたものを、明治元年に、佐賀藩を長崎英人商會グラバーとの間に七ヶ年半の期限付で炭抗管理經營權を興える契約を結び、明治三年にグラバーが破産するとともに、明治四年の廢藩置縣を機として佐賀藩に育代りして、經營の分擔に當つた。明治五年に抗夫二百人が英人雇主にたいして暴動を起したのを日本の選卒が鎮壓した。明治七年に、政府はグラバー商會に四十萬圓の辨償をして、これを鑛山寮の直轄として、囚徒を使役した。後藤象次郎は、在濱英國商會ジャーディン・マディソンから借金して、五十萬圓を以て炭抗の永代借地權を得、作業販賣は同商會に代辨せしめ、囚徒をやめて、勞働者を使用することにした。明治十一年二月にロバート・マディソンと後藤との間に訴訟事件があり、雙方とも英人辯護士をつけて争つていたが、その最中に、同十一年七月の暴動が起つたのである。

西南戰役中、とくに多忙をきわめたため、一時引上げられていた會員の月給と抗夫の賃銀は、戰後舊に復された。しかし物價騰貴に處するため、會員の日給の方は少しづつ引上げられたのにも拘らず抗夫の賃銀は増さなかつたため、抗夫は不平のあまり、暴動を起し彼らは、舍宅、雇英人宅を焼拂ひ、警官と衝突した。しかし抗内に神靈があるとの言傳えを信じて抗の内部を亂さず、器械をも破壊しなかつた。暴動は鎮壓され、その影響で、明

治十二年六月には、英人側と後藤との訴訟事件も示談となり、後藤の債務は六十五萬圓と認め、即金支拂二十萬圓、殘額は年賦とした。

明治十四年に後藤は同郷の政商、岩崎彌太郎にこれを讓渡し、三菱の經營となつたが、これとともに、監獄部屋式を採用し、「千古未曾有の壓制法を設け」、抗夫を虐待、酷使し一世の指彈を蒙つた。松岡好一は單身入島してその實地を踏査視察し、明治二十一年六月には三宅雪嶺の政教社の國粹雜誌「日本人」(第六號)に松岡好一の「高嶋炭礦の慘狀」なる報告書が公表され、その克明な實狀記録は天下の視聽をあつめた。政府も中央より出張してその慘狀を視した。とくに警保局長清浦奎吾は現地視察の結果によつて、勞働條件と待遇改善を命令するに至つた。高嶋炭礦抗夫問題は、外國資本によつて始められ、明治の元勳たる後藤象次郎と政商岩崎彌太郎との取引に移つた點において問題もあり、また後藤の訴訟事件が實際問題であつた點において、さらにまた勞働者が囚徒であつたり、すすんで監獄部屋式であつたりして悲惨を極めて問題となつた點において、また當時の政府の貴族的歐化主義に反對していた國粹主義に立つ政教社の天下への訴えであつた點において、注目されるべき、初期の勞働問題の一形態である。¹⁾

註1) 喜治隆一、明治の社會問題、二七頁、二八頁。

(二) 竹橋騒動、これも明治十一年に起つた社會問題であつた。それは多數の軍隊が、しかも近衛兵が經濟問題を原因として暴動を起したという點において空前の大事件であつた。明治十一年八月二十六日の夜十一時、麴町の竹橋内の近衛砲兵大隊二百十五名の兵士が蜂起し、同時に東京鎮臺豫備砲兵隊をも勸誘した。最夜十二時に暴兵の大部分が射殺(六名)または逮捕(七十餘名)され、逃亡したのも一週間後には逮捕された。十月十五日

陸軍裁判所の判決で、越中島に銃殺されたもの五三名、流刑一一八名、徒刑六八名、戒役一八名、杖刑一名、銅刑六名、計二六三名の所刑者を出した。

原因は、高嶋炭抗の場合と同じく、西南戦役後の經濟的不滿に基いていた。西南戦役における近衛兵の植木田原坂での活躍は拔群であつた。官軍凱旋とともに、諸隊は、それぞれ論功行賞に興つたが、近衛兵には何の沙汰もなかつたというのが第一の不滿の原因である。當時近衛兵は他の諸兵より給金が多かつたのに、陸軍省の新豫算編成によつて定額が減され、給金が少くなつたというのが第二の不滿の原因であつた。

五 初期の勞働問題

——資本主義的矛盾の呈露——

(一) 活版工——活版界の勞働運動の歴史は明治十七年に遡ることが出来る。十七年に東京印刷會社の課長池田某が勞働組合を作ろうとして佐久間貞一に相談した。佐久間はこれに賛成して援助したが、結局、職工側で危険がつたり、池田が個人的利益で動いているような噂があつて二ヶ月後に中止となつた。明治二十二年に跡部某が組合運動に着手し、佐久間に相談し、佐久間は自分の經營する英舎工場の勞働者に参加をすすめたが、それも中絶してしまつた。明治二十三年活版印刷工同志會が起り、木挽町厚生館において、本多信興、深津雅直、直田鎌三の人々が總會をひらき、自由黨員中島又五郎を顧問に擧げた。來會者千五百名の多數に上つた。しかし委員の集めた會費の使途が不明だといふので解散した。明治三十一年に深川懇談會に再び活版工の集りが見られた。

(二) 鐵工(同盟進社會)——明治二十年二月二十四日、鐵工界の元老、小野辨藏と弟の國太郎が、同じく鐵工

界の老鐵工栢田吉五郎の贊成を得て組合運動を起さうとし、兩國の井村樓に懇親會を開き、新聞記者の演説などもあつたが、不面目のものもあり、第二回は不成立となり、明治二十二年六月に成功して同盟進行會が成立した。その主目的は、「積立金を蓄積して、共同出資として工場を建設する」ということであつた。石川島造船所、陸軍造兵廠、田中製造所、鐵道局等の職工が多數參加したが、積立金のことから内紛を生じて解散してしまつたが、これは後の鐵道組合の中心となる萌芽であつた。

(三) 東洋自由黨——明治二十五年一月五日。大井憲太郎と自由黨左派のつくつたもの。勞働者保護策(民力涵養)を掲げて立つた最初の政黨である。機關紙(週刊)「新東洋」は「貧民勞働者保護策」を論じた。

(四) 小作條例調査會——修木修吾設立。

(五) 日本勞働協會——柳内藤之進、山崎忠和の設立にかかると、明治三十二年誕生。

(六) 明治二十年ごろから小作人組合が追々地方にあらわれた。岐阜縣中村に四ヶ所の小作同盟會が起り、小作料引上、小作地競争の防止を目的とする結果があつた。京都府紀伊郡廣大路村にも共愛會という小作組合が同様の目的で起つた。明治二十四年ごろから、小作問題が喧しくなつたが、城泉太郎がヘンリー・ジョージの「進歩と貧困」を譯出したり、内相品川彌三郎が第二議會に「信用組合法案」を提出したことなどは影響したものと云われている。

(七) サンフランシスコ・職工義友會——明治二十二年横濱外人製茶工場の職工締出事件があつて、外國資本經營工場における勞働問題で複雑性を示した。二十三年サンフランシスコの出稼勞働をしていた城泉太郎、高野房太郎、深田半之助、平野榮太郎、武藤武全、木下源藏その他四五名の人々が相謀つて職工義友會を組織した。そ

の後これらの人々が續々歸國し、明治三十三年四月日本においても同じ名稱の職工義友會を組織し、日本勞働運動の中心的存在となつた。

(九) 明治二十五年九月には、東京ガス工のストライキが起つたが、彼らは組合をつくり、賃銀を倍加すること、日傭制度を改めて請負制度にすることに成功した。

(九) 明治二十七年一月二十六日、大阪天滿紡績會社において、職長にたいする不滿からストライキが起り、首唱者數名は工業妨害を理由として處罰されたが、これが眞の意味における近代のストライキであつた。

(一〇) 明治二十九年夏、三重紡績會社においても職長にたいする不滿、賃銀値上要求、臨時監督者にたいする不滿等から、三回にわたつてストライキが行われた。参加者は何れも工業妨害罪として重禁錮並びに罰金が課せられた。

(十一) 明治三十年には、前年までの好景氣の反動恐慌の來襲による綿糸業の破産、銀行の取付の擴大。全國にわたつて、三十二件のストライキが勃發し、三十一年には勞働爭議三十四件という數が記録されている——日本鐵道機關士のストライキ、王子製紙會社のストライキ、新瀉沖合船大工のストライキ、富岡製糸工女のストライキ、白河製絲工女のストライキ、九州鐵道電信方のストライキ、東京府下形付職工のストライキ、鶴補セメント會社人夫のストライキ、深川活版工スミライキ、佐賀煙草刻職工のストライキ、岡山煙草刻職工のストライキ等がその重要なものである。

これらの情勢を綜合してみるに、明治二十七、八年頃から、ことに日清戰爭を一轉期として、わが國の資本主義の發達段階にあつては、すでに、勞働問題、勞働運動、社會運動において一つの進轉をみたと言ふことができ、

同時に労働者保護法、乃至は工場法の制定が緊急なる問題として目前の日程を上ることは當然のことであつた。わが國においては政府は、農商務省の進歩的官僚の活動があり、民間においては、日本社會政策學會が主唱し、社會改良、社會政策、労働者保護、工場法制定等の種々の劃策が爲されるに至つたのである。

六 「工場法」制定をめぐる政府および進歩的官僚の立場

(一) 労働問題・社會問題にたいする政府の態度。——新興日本の官僚國家より觀れば、明治初年以來、國家權力の厚い庇護の下に育生された政商たちが、漸く近代的資本家階級として、支配階級に對抗する獨立の一大勢力として擡頭しはじめ、政治家にたいして利己の見地から種々の制肘を加えようとしつつあることは、官僚政府の活動上、統制上、一つの難關となりつつある事實がある。他方において、近代的労働者階級の構成が着々備えられ、労働者解放運動、社會主義運動が勃興する情勢を見のがすことはできない。これを極力排撃し、彈壓することは、資本主義的近代國家の安穩なる存続の道でなければならぬ。國家としては、この兩階級を抑制しつつ、また階級闘争に超然として、諸階級間の軌轢を豫防し、全國民のために善政を布き、そこに社會の調和を期待しようとするところの立場を採ることは、立憲的専制主義の理想、乃至は錯覺として首肯しうるところである。

〔註〕 ローレンツ・フォン・シュタインの社會政策思想としての「須多因氏講義」。——「シュタイン氏講義の思想はいうまでもなく、日本憲法との關連において考へるべきものであるが、われわれに興味あるものは、講義の中にあるドイツ社會政策思想と労働問題對策である。社會問題にたいする國家の施設によつて社會の圓滿なる調和的發展を期する國家的對策を社會政策であるという一般的概念に従うならば、シュタイン講義の中の、(一) 貧富の問題 (二) 別序 (階級) の問題、(三) 資本労働の問題、(講義) 四三四—四三五頁) は、まさに社會政策上の問題であり、その對策に關する思想は社會政策思想

であると言ふべきである。シュタインは、現代における救貧の事は在來のごとく一個人に任すといふのでなく、政府において、内務の一部として經營する一事務であると観る。換言すれば、法律によつて、社會政策的立法によつてこれを行ふものであるとする。(同上、四三七頁)。そして、現代における勞資兩階級の争闘を最も甚しき争闘と観、その争闘に關する學說として「社會論」、「共產論」——社會主義、共產主義を擧げ、これを斥け、政府が社會問題に對して採るべき動かざるの論として左の五ヶ條を擧げている。

(一) 政府は一個人に資本を給與することを得ず、何となれば若しこれを給與せんには、一個人が自ら力を展ばさんとする奮發を消滅し却て一個人の發達を計るべき國家の目的に背けばなり。

(二) 政府は一個人の爲に資産を給せずと雖も、公共全體の富資の増大せんことを内務諸省の事務として計劃せり。而して其富資の増大を以つて自ら益すると否とは各個人の力量に在り、この力量無きは其一個人の道といわざるを得ず。

(三) されど若し有産若しくは無産の黨に屬する一個人に於て、社會の公安を害すること有らば、政府は公共の爲に之を處分せざるを得ず。

(四) 假令政府に於て殊さら策を設け、無産者を有産者に爲すも、爲めに有産無産の別を滅すには至らず、只だ昨日無産なりし或る階級なる一個人が今日は有産に爲りたるのみに止り、有産無産の別はなお依然として存すべし。故に此の別を滅せんとするは止めて、極貧に迫れる者のみを救恤法を以つて處分するに如かざるなり。

(五) 政府が無産者に資本を給與せんとするに當つては、政府固有の資産とて別に有るべきに非ざるを以て、之を有産者より取て以て、無産者に給與せざるを得ず、されど一方より取つて他方に與うるは公平に非ざるなり。以上は則ちこの問題に關する大體の原理なり(四四三頁—四四五頁)。それらシュタインの見解は、即ち國家の採るべき對策としてわが國指導者層に教えたところは、「半ば自由主義にして、半ば社會主義である」(伊藤博文の談話として傳えられる言葉)。

官僚國家の態度は諸階級に超然として、全國民のために善政を布くことを標榜とすることはいうまでもなく、それが近代立憲的專制主義の理想であり錯覺であるが、この立場よりして、不完全ながらも、工場法、その他の勞働立法への努力が爲されることは當然である。ここに、政府の進歩的官僚の活動舞臺が與えられたわけである。

(二) 進歩的官僚とは——明治十四年四月、農商務省が内務省より分離しないうちに、すでに、政府部内、とく

に内務省の衛生局において、工場法は問題となつていた。官僚専制政府の工場法立法の意圖は如何なるところに在つたかと言うと、明治初年以來、各府縣には、工場の建設や機械汽罐の取締りや、工場の職工を取締るための規則があつたが、これらを全国的に統一するという意味が工場法制定の立案の意圖であつた。しかし、これはあくまで保安警察上の立場である。

しかし工場における少年女子労働者の慘状は、政府とて、これを黙視することができず、政府、とくに進歩的官僚の活動が出現するわけであるが、そのうち特記すべきは、陸奥宗光とその幕下の官吏であると言えよう。

當時の農商務大臣陸奥宗光は、全國の産業・工場状態の調査と對策の立案、その諮問とを開始し、繼續することになつた。これよりさき、廢藩置縣の翌年、明治五年五月、陸奥は一田租改正建議の書を提出し、租税頭に任ぜられ、大久保大藏卿・井上大藏大輔、松方租税權頭（次官）の下に、地租改正事務局長となつて、地租改正の大事業を設計し、明治六年七月、地租改正法を發布するまで、僅々一ケ年にその進歩的官僚としての識見と手腕とを示したのであつた。

さらに、農商務省の進歩的官僚として忘るべからざる人は當時、農商務省の事務官、前田正名である。彼は、日本の産業全般に亘る調査を爲して、保護政策の必要を力説した。明治十七年彼の意見である「興業意見」の中には、職工條例、徒弟條例、工場法の制定を建言している章節がある。それは殖産興業の立場であり、明治初期以來の國策として資本主義育成のための保護干渉の見地から労働力を保存し、熟練職工を養成しようとする意圖であり、産業革命促進のための一政策であつたと言ひ得よう。これは「工場法」の政府的立場であつて、社會政策主義者の——例へば金井延の——工場法の立場とは異つていたものである。社會政策主義者の「工場法」設置

の意圖は、勞働者にたいする慈惠政策ではなく、資本主義生産方法における勞働の段階的對立の承認の上に立つて、國家が、弱者たる勞働者を保護する義務があるという點にあつた。社會政策——工場法——の主體は「國家」であり、對象は社會的弱者としての「勞働者」であつた。

註1) 河合榮治郎「金井延の生涯の學蹟」一二八頁。

2) 同、一二八頁。

3) 同、一二九頁。

(三) 農商務省内の進歩的官僚の業績として忘るることの出來ぬものは、「職工事情」の編纂である。

明治三十一年十月、政府における農商土高等會議の希望に基いて、農商務省は臨時工場調査に着手し、工務局長、木内重四郎の下に、内務省參事官窪田靜太郎が農商務書記官として主任となり、桑田熊藏、久保無二雄、廣部周助等とともに、從來の官廳調査の例を破つて、諸會社、工場の表裏から、當時の勞働者の生活狀況を取調べて「職工事情」數篇を刊行するに至つた。これは、日本の勞働者生活の調査資料として最も貴重な文獻である¹⁾。

註1) 河合榮治郎、上掲書、一三六頁。

〔註〕 わが國の工場法その他の社會立法に直接携つたところの、北岡壽逸教授は「社會政策概論」(一六一頁)において、工場法制定について次ぎのごとく述べている。「我國の工場法など難産だつたものは世界にも例がなく、民間營業者の支持を受けなかつた事も他國の例のない所である。従つて農商務省の原案も手ぬるいものであつた」と。これは、嘗ての、わが國の進歩的官僚の活動と苦難を窺ひ知る言葉であると思ふが、思うに、國家本位の立場から工場法運動を押し進めたものが、すなわち、農商務省を中心としたいわゆる進歩的官僚の一團であつたと言えるであらう。進歩的官僚と進歩的學者、すなわち社會政策學會の學者たちは、嚴密には同意見であるとは言えないとしても、大局から觀て、思想の流れにおいては、不完全且つ部分的ではあつても、工場法によつて、近代國家主義の合理性を代辯したものであり、勞資階級の對立・鬭争の緩和の推進的役割を努めたものと言つてよるであらう。

(四) 日本における工場法。

明治における資本主義的産業の先驅は、製絲工場、セメント工場、製絨工場、紡績工場、造船等の官營模範工場であるが、それが政府から企業家へ拂下げられたものであつた。

明治十四年四月、當年、内務省から農商務省が分離するとともに、農商務省布達として、政府は産業上の自由主義を公式に宣明した。

「凡そ農商工獎勵の事に於いては、官或は之に率先してその事を開設し、或はその實利を指示する等、從來種々の方法に拂りて之を誘導せしと雖も、今や事業漸く開け、人々自ら奮つて之に従事するの時に至つては、人民をして依頼するの思念を脱し、益々其自奮の氣象を擴張せしめざるべからず。故に専ら法規により、公平不偏、治く之を保護し、一般の便宜を圖り、大に之を獎勵するを以て管理上の要務となす。宜しく此趣旨に基き施行すべし。」云々。

この趣旨に従つて政府の採つた實際的方策は、それは工場法設置への道であつた。

しかし、もちろん政府は、自主的團結や運動にたいしては、警察の取締を忽かにすることはなく、工場法上の諸問題である少年工の制限や、婦女子の夜業禁止や工場設備取締というものも、すべて前述のごとく警察の取締上の事項であつた。

明治十五年に政府は各地の工場の調査とその報告を求めた。

明治十六年には工場規則の立案を企てた。

明治二十年には、職工條例および職工徒弟條例を立案・脱稿したが、これは日本勞働法規の最初のものである。

と云われている、しかし省内の意見が纏らず廢案となつた。

陸奥宗光が農商務大臣となるや、職工條例の制定に關心を持ち、またすでに世上の問題にもなつていた。

明治二十四年七月、陸奥宗光は、全國商業會議所に制定の要否および規定條項について諮問した¹⁾。新歸朝の金井延は「農商務省の官吏が股引脚半鞋掛けで實地調査すること」を要求したが、之は、後年實行されて貴重な調査資料を作製し得たのであつた²⁾。

〔註〕 両實「工場法論」

1) 河合榮治郎、前掲書、一三〇頁。

(一) 模範官營工場主義の放棄と民間事業の保護助長策。

(二) 歐米資本主義制度の直譯的移植を中心とした政策から、日本の經濟的情勢に即した現實的資本主義促進化政策。

政府の保護による資本主義化、すなわち資本主義促進化政策にさいして、資本の利潤追求本の能は、工場における少年女子勞働者の状態の慘狀を現實していた。そこでは政府の、とくに進歩的官僚の人道主義的立場からする保護は當然に慈善的政策であり、公衆衛生の立場からする衛生行政が考慮されるわけであり、衛生行政と關連して、大日本衛生會が、後々までも工場法に關係したのは、この一般衛生に及ぼす影響の顧慮と關していたのであつた。

〔註〕 横山源之助の「日本の下層社會」には、明治時代の「下層階級」と呼ばれる勞働的社會層の状態が詳細に記述されておる。貴重な文獻であり、政府の進歩的官僚によつて編集された「職工事情」全六冊も、同じく明治の勞働者階級の生活状態を克明に記録している。ここには敢えて一々それを引用することを避けるが、明治期を通じて日本の勞働者階級の低賃銀、長時

開労働等經濟的條件の劣悪さについては、單に、日本の労働者が、先進的諸外國に比較して遙かに劣悪であつたといふだけでは問題の解決にならない。それがためには日本の近代労働者階級の成立における日本の特殊性の分折を必要とする。部分的には武士階級の解體による彼らの賃労働者化とギルド解體に伴うギルド職人の賃労働者化があつたが、典型的には明治政府による上からの近代的機械制生産の先進國からの移植・育成・保護——近代資本創出のための經濟的基礎確保の手段として行われた明治六年の地租改正を中心とする社會的收奪（徳川時代の高率な封建貢租をそのまま金納化して繼承せるもの）すなわち農民の土地收奪による離村によつてであつた。（岸本英太郎「日本労働政策小史」四頁）、そこでは、農民の離村の一較化、とくに二男・三男の離村、出稼労働者、出稼工女、それらが郷里の土地に結びつきつつ都市労働者としての形成要素となつてゐること。それに没落武士階級の貧窮化等が日本の労働階級を形成したが、とくに窮乏農村子女の纖維工場における結びつきにおける低賃銀と劣悪經濟條件は必然的であつた。ことに零細な生糸工場や織物工場が支配的であり、明治期を通じて全労働者中約七十%が女工であり、紡績業では女工が八十%を占め、労働時間は一日十三時間乃至十六時間、時には二十二時間—二十四時間労働さえ存在し、女工逃亡の一般的現象さえ惹起した。そして徹夜業、長時間労働、危険豫防のない極端に危険にして非衛生的な作業場、粗悪の食物、夜間逃亡を防ぐための外部から錠をかける拘置的な寄宿舎。そして結核の續出。それは人道主義的官僚の看過しえぬところであつたと言われねばならぬ。

明治二十九年、第一回農商高等會議を開き、工場法案について諮問するところがあつたが、會議は特別委員に調査を依託することを名として何ら決するところがなかつた。工場法制定が眞剣に考慮されるに至つたのは、明治三十年以後であつた。

明治三十年には、農商務省工務局において進歩的官僚によつて起案された「職工法案」が立案されたが、これは議會に提案されなかつた。そののみか却つて、同盟罷業取締の第十七條を含む「治安警察法」が發布された。

明治四十三年三月二十八日に「工場法」が制定され、第二十七議會を通過し、同年、法律第十六號をもつて公布されたが、實施されたのは大正五年九月である。

〔註〕 金井延博士が、明治三十一年十二月「國家學會雜誌」に寄稿した論文——「工場法案に對する勞力者の意見を徴す可し」という一論は、社會政策學會の意見を代表したものと見られるであらう。

前内閣の時代に開會の農商工商高等會議に提出されたる工場法案は、當時世論の注意を惹く、事極めて多く可否の議論頗る^{かまひ}喧嘩すかりしが、同會議は遂に之に修正を加へて可決せり、余は此種の社會的立法政策に關し、平生聊か抱負なきにしもあらず、所謂ちく工場法の如きものの利害得失に關し世上一般の意向を公平に知らむと欲せば利害關係者の一方たる勞力者の之に對する意見を聴かざる可からずと、是れ余が曩に同會議に「工場法案を勞力者に諮問するの議に付建議案」を題するものを提出したる所以なり、此建議案は開期の末日たる十一月四日（明治三十一年）の議事日程に上りたれども當日時間の足らざりし爲め他に數多あつたる建議案と同じく遂に討議さるに至らず單に參考として農商務大臣に傳達さるるのみに至る不幸に際會し、本會議の之に對する意見を聴くを得ざりき。是れ余の頗る遺憾とする所なり、故に今左に該建議案の大注意文を掲載して國家學會に員諸君の之に對する教を乞はむと欲す。

抑も過般農工商高等會議に提出されたる工場法案の目的とする所は同法制定の理由書にも明なるが如く、一面を以て工業者の爲に其の事業經營の確實政正を圖り、一面を以て勞力の強健、風儀の保持を企て、以て工業の進歩と其の一大要素たる勞力者の保護とを圖るに在り。故に之に利害の關係を有する資本家と職工勞力との二者なり、然らば則ち此法案の利害得失を詳かにせむと欲せば兩者の之に對する意見を合せ徴するを以て公平の所置と爲すや明々白々たり。然るに當局者は、前に全國商業會議所の意見を徴し、後に又た高等會議の議を求むと雖も、是れ或は裁判官が原告の辯論のみを聴き被告の答辯を求めずして判決を下すの類たらざるを得むや、何となれば商業會議所は利害關係者の一方たる資本家と企業家とのみを以て成り、高等會議のごときも議員中多少の利害關係の外に超然たる者なきにしもあらずと雖も、多くは資本家及企業家より成り、勞力者の代表者は殆んど一人も之ある事なし、故に商業會議所と該會議との意見のみを徴して勞力者の意見を聴かざるは公平の處置と云うを得ざるべし。

現今吾邦に東京工業協會、鐵工組合、勞働組合期成會等の如き、歩武整々、秩序の十分立てる團體存在すれば、之に諮問するに於いて毫も不便を感ずる事なし、況や未だ此等の團體に屬せざる職工勞力者の意向と雖も當局者にして適當の方法を講じて諮問せば之を窺知する事、決して爲し難きにあらざるに於てをや。然るに之を爲さずして主として利害關係者の一方より成立する會議の意見のみを參考として吾邦の社會政策的立法の第一たる工場法に對する方針を決定する恐く其當を得た

る所置と謂うを得ざる可し、是れ此法案を勞力者にも諮問するを極めて至當なるを信ずる所以なり。

大正五年八月、附帶の勅令が公布されるとともに、工場監督官吏が任命され、同九月一日、日本最初の社會政策立法たる「工場法」が實施された。金井・添田諸氏がその必要を唱導してから二十六年の後である。この工場法改正後、工業の發展は圓滑となつたが、しかし第一次世界大戦後、わが國にも勞働運動が新しく勃興した。

大正八年、ワシントンの第一回國際勞働總會における世界勞働界の刺戟による勞働立法の徹底、工場法の改正の要求が旺んに起つた。

大正十年、「黃燐マツチ製造禁止法」。

大正十一年、高橋内閣の「健康保險法」。

大正十二年、加藤(友)内閣における「工場法改正」。

大正十五年、若槻内閣における「改正工場法」の施行。「勞働爭議調停法」通過。

社會政策學會が、國家(政府)の立場と異なるところは、(一)國家政府は、工場法をもつて、國家本位の立場から産業革命促進の手段として、勞働力を保持し、熟練職工を養成し、資本主義を育成するという意圖においてであつた。(二)政府は勞働者運動を彈壓しつばなしに終始し、工場法制定には、進歩的官僚の努力にも拘らず冷膽を極め、課題として取上げられてから二十六年間も實施を遲滞しておるがごとき怠慢状態であつた。この點はビスマルクのドイツを學びつつわが政府においては似而非なるものがあつた。

〔註〕 桑田熊蔵博士が、明治四十一年社會政策學會大會で爲した講演によつて、日本工場法制定にたいし、明治三十年以來の勞働者運動、社會主義運動が、如何に大きな刺戟になつたかを窮い知ることができるのである。曰く、

「今や社會問題は猛烈なる勢を以て勃興して參りまして、之がために同盟罷工は各地に起り、危険なる社會主義の輩も世間

に跋扈して居る。此時に當つて工場法を制定しないというのと、勞働者は、政府は我友に非ず、識者は我友に非ず、勞働者の信頼すべき者は社會主義の徒の外には無いという考を起して、彼等が相率いて社會主義を執り、社會黨に投じた時は、如何に志士仁人が、社會改良が社會問題の解決に盡瘁いたしましても其目的を達し得ない事であろうと思ひます。」(「社會政策學會論叢」第一冊、明治四十一年刊、「工場法と勞働問題」一七〇頁。

この一論には、社會主義にたいする社會政策學會の思想、傾向、立場も明らかと察知しうるであろう。

また添田壽一博士の見解も同「論叢」(八二頁—八三頁)に窺ひうるのである。曰く「……茲に一つ私が衷心憂うるに堪へないのは、若し我國に於て社會主義——誤つたる極端なる種類の社會主義と云うものが行われるに至つたならば、是は他の國よりは猛烈に發すると云ふことを斷言するに憚らぬのであります。……この社會主義が之幸にして我國に蔓延するならば、其結果たるや實に計り知るべからざるものであると云う事を深く感ずるのであります。故に未だ事の遅からざるに先立つて、未だ弊害の甚だしからざるに先立つて、茲に互がこの問題を真正に研究し、大害の來るを防ぐか、若くは其害を輕からしむる事に力を盡すと云うことは、私は區々たる政治問題とか、人道問題とか云う事にあらずして、實に我國の將來に對する一大責任とすべき大問題であると思ふのであります。」云云。それも、また社會主義にたいする「學會」の代表的學者の有力なる見解として受けとりうるであろう。

〔註〕「工場法」がわが國の政府、要路の高官において如何に冷淡に取扱われたか、如何に反對されたかの一例を、明治四十四年當時の樞密顧問官男爵法學博士「都筑馨六傳」によつて窺つてみよう。都筑男爵は、その傳記者によれば、井上馨、山縣有明、伊藤博文の三公に愛され、その才幹を認められ、「次第に類達して其の才名一時天下に鳴るに至つた」ものである。

「傳」に曰く、「實に君の學識才幹は巋然儕輩を抜くものあり、また行政的能力に於ても卓然先輩を服するに足るものありし故に、自然三公の眷遇を得、その秘書役として裏面に活躍貢獻したるなり。即ち三公の意見は、時に君の意として現われたることもあらん。又君の意見は三公の意見として認められたることも少からざりしが如し。君が背後に三公の絶大なる後援を有したることは、勿論その成功の速かなりし原因たるは之を否むこと能わざれども、一面に三公が君の内助に負うところの尠少なざりしことも信ぜずんばあらず。君は常に海外の形勢に注意し、努めて新知識を三公に紹介するを忘れざりき。これ三公を補益するところ多大なるものありしは言を得たず。殊に井上侯に至りては、素より外舅たる關係に出づるところありとはいへ、眞に君の才氣を愛し之を見ること實子の如く、侯の赴くところ、公となく私となく、形影相從うの觀ありき」

(都筑馨六傳、五六頁)云云。

この都筑男爵が、明治四十四年工場法案の會議に際してその制定に反對した眞に悲壯なる模様が、「傳」に次ぎのごとく記るされている。(「傳」二一八—二一九頁)。

「君は顧問官中少壯者として、又明晰なる頭腦の所有者として、如何なる問題にも一箇の見識を立てて議論を上下し得るの技倆あり。されば(明治)四十四年工場法案の會議の際の如きは特別委員は選ばれ、病を努めて連日出席し、諍々反對の意見を述べたるが、竟に咯血を見るに至りたり。乃ち會議の最終日に當り、君と對席せる金子委員(金子堅太郎子爵)は、君が演説の際、再々灰吹に略痰し、ハンカチーフを手にして頻りに口を拭へるを訝り、之を熱視するに、ハンカチーフは斑々鮮血に塗れたり。因つて大に驚き、起ちて君の側に到り、速に歸邸して安靜にすべき旨を注意したるに、君は之を斥けて曰く、今日は最終の決議なれば、之を議するにあらざれば斷じて歸宅せずと。例の強情を張りて又如何ともすべからず。やがて會議了るに及び、始めて歸邸したり」云云。

都筑男爵は、多くの著書、論文があるが、明治二十五年三十二才のとき書いた「民政論」は、酒井雄三郎の批判を受けたことで有名となつている。政府重要な官職に歴任して、大正十二年七月五日、六十三才にて死去。

七 社會政策學會の成立と共同の立場

(一) 社會政策學會の成立事情——日本社會政策學會は、明治の中期にドイツへ留學したわが國の新鋭なる學徒が、當時資本主義ドイツ帝國の學界の中心勢力であつた新歴史學派の影響の下に研學して歸國し、折しも彼らが直面したところのわが國の社會的・經濟的情勢に鑑みて、まさに激化しつつある勞資の對立と矛盾を調和し、新與日本の發展——富國強兵と殖産興業のモットーに則つて——に資せんとして明治二十九年——三十年頃に創設した學會である。

〔註〕 日本社會政策學會の成立の沿革についての文獻——高野岩三郎「社會政策學會創立の頃——私の最初の外遊まで——」(帝國

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

(三五〇)

三三

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

(三五二) 三四

大學新聞」創刊十五周年記念號)、桑田熊藏「經濟大辭典」。河合榮治郎「金井延の生涯と學蹟」、住谷悅治「日本經濟學史の一齣」、山崎覺次郎「貨幣瑣談」(「社會政策學會」及び「經濟學政究會」)等。

明治二十八年、五年間の留學を終えて歸國した山崎覺次郎の歸國が契機となり、二十九年四月二日桑田熊藏の主唱で新橋の有樂軒に山崎、桑田、加藤晴比古、織田一の四名が集まり、社會問題の研究會を起すこととし、田島錦治、小野塚喜平次、高野岩三郎の三名が加わり、四月二十六日の會合には、山崎、桑田、織田、小野塚、高野の五名のほか、鈴木純一郎が参加。社會問題の研究會を組織して、ドイツの「營業條例」(Gewerbeordnung)について營業の自由と勞働法規との關係を研究することとした。五月二十二日神田今川小路の玉泉亭の會合から山崎のドイツから携えたランドマン Landmann の「營業條例の註釋」Kommentar を討議・研究した。十月十八日、桑田は洋行したが、十一月二十八日の會合では會員を増加し、翌日高野は矢作榮藏を誘い、十二月一日、金井に大學で面會し、入會。さらに佐久間貞一、高野房太郎も参加し多數になつた。會は正式會長なるものを置かなかつたが、金井が會長のような地位に据えられていたとのことである。

明治三十三年三月六日の金井の日記には「學士會事務所に行き勞働問題研究會に出席す、此日參會するもの佐久間貞一、山崎覺次郎、田島錦治、高野房太郎、同岩三郎、小野塚喜平次、鈴木純一郎等の諸氏にて、勞働者に關する種々の談話あり、六時に至り散會す」とある。

同三十三年四月二十四日には「學士會事務所に行き社會問題講究の例會に出席す、此日協議の上、該合の名稱を社會政策學會と定め、次回には紡績事業に關する事項を講究することに決し六時散會す」とある。これ以前は勞働問題とか社會問題の研究會と稱していたので、この日、はじめて「社會政策學會」と稱したと思われる。

同年十月三日の金井の日記には「晩餐を喫して社會政策學會に出席す。此日會員の外、片山潜、窪田靜太郎、清水泰吉、俵孫一の四氏招待されて來會す。云々」とあり、會員は次第に多數を參加させて行き、社會問題につき研究し、または事件に係したるもの、もしくは會員以外の先覺者、諸學者の意見等を聴きなどして、研究の資としていたが、對外的の活動としては、

註1) 河合榮治郎、同上、一四一頁、一四二頁。

明治三十一年十月に神田美土代町の青年會館で講演會を開き、會員數名は悉く「工場法」に關する講演をしてこの問題についての世論を喚起することにとめた。明治三十二年五月には、神田の青年會館で社會政策學會委員會を開き、金井、加藤、片山、桑田の四名は、同學會の目的と主義に關し協議した。五月十七日には、窪田靜太郎の社會的諸制度に關する取調書の發表があり、さらに會の主義綱領等を議し、同七月九日には、「活版工同志懇談會」の演說會で、桑田、片山、金井の三氏の間に討論があり、社會主義と社會政策との内部的對立が明白となつた。

明治三十三年には有名な「社會政策學會趣意書」を公表し、社會問題に對する同學會の態度を明かにした。

近時我邦の實業は長足の進歩を爲し、國富の増進誠に著しきものあり、是れ余輩の大に悦ぶ所なり、然れども之が爲めに貧富の懸隔稍や其度を高め、隨て社會の調和次第に破れんとするの兆あり、殊に資本家と勞働者との衝突の如きは已に其萌芽を見る、企業思て此に至る毎に未だ嘗て悚然たらずんばあらず、今にして之が效濟の策を講ぜずんば、後日臍を噬むも其れ或は及ぶこと無けん、毀鑑遠からず夫の歐洲に在り、於是平餘業等相集つて本會を組織し此問題を研究せんと欲す。

余輩は放任主義に反對す、何となれば極端なる利己心の發動と制限なき自由競争とは貧弱の懸隔を甚だしくすればなり、余輩は又社會主義に反對す、何となれば現在の經濟組織を破壊し資本家の絶滅を圖るは國運の進歩に害あればなり、余輩の主義とするところは現在の私有的經濟組織を維持し、其範圍内に於て個人の活動と國家の權力とに依て階級の軋轢を防ぎ、社會の調和を期するに在り、此主義に基きて内外の事例に徴し、學理に照し、社會問題を講究するは實に是れ本會の目的なり、敢て此に趣意書を草して、江湖の諸子に告ぐ。

社會政策學會の思想的・實踐的立場は、この趣意書によつて明瞭であり、この思想は、すでに同會の有力なる會員和田垣謙三博士が金井延博士とともに、明治二十年代の始めから唱えてきた趣旨であり、またドイツ社會政策學會の思想的實踐的立場とも同一であつた。一八七三年のドイツ「社會政策學會」の創立のさいの、シュモラーの開會の辭にまことによく類似し、共通するところがある。

明治三十四年五月二十日に「社會民主黨」が創立とともに即日解散された。社會政策學會は、世人が社會主義と社會政策とを混同するの誤解を避るために、社會民主黨と社會政策學會との區別を明かにするために、この二主義の異同につき、詳細なる説明を爲せる意見書を發表した。それは和田垣謙三、金井延、桑田熊藏の連名の下に發表されたが、世に「社會政策學會の辯明書」として知られている。

これまでの學會は小規模の「學會」であつたが、明治四十年六月、東大學士會事務所で例會を開いたさい、ドイツ社會政策學會の例會に倣つて大會を催し、社會問題の中、最も緊切なものにつき會員の意見を發表するということに一決し、九月十六日の例會で「學會」の規定を可決し、委員を擧げた。

明治四十年十二月二十二日に第一回大會を東大法科大學三十二番教室に開き、爾來毎年歲末に大會を開き、講

演と報告と見學と宴會とが催され、會員は全國の社會科學關係の教授、學者、進歩的官吏、實業家、辯護士、研究會員等を網羅し、世に、人はこれを「教授議會」とさえ呼ぶものがあつた。またこの大會の講壇に立つことは當時の新進學徒の名譽でもあり、學界登龍門でもあつた。その後、大會は大正十三年までに十八回を開き、大會の記事は「社會政策論叢」として、十五卷まで出版されたが、とくに第一次世界大戰を契機として學會の内部に社會主義者、ことにマルクス主義者が増加するに従い、思想的對立もまた漸く相違し、大正十三年十二月六日、大阪の實業會館における第十八回の寂寞たる大會を最後として、この盛大を極めた社會政策學會も自然消滅の悲運に立ち到つたのであつた。

〔註〕「社會政策學會」創立當時の諸學者は、金井延、高野岩三郎、和田垣謙三、小野塚喜平次、桑田熊藏、窪田靜太郎、田島錦治、中村進半、中島信忠、矢作榮藏、山崎學次郎、加藤晴比古、織田一、鈴木純一郎、戸水寛人、建部遜吾、清水泰吉、片山潜、松村介石、城泉太郎、福田徳三、添田壽一。明治四十年十二月第一回大會當時の委員は、金井延、山崎覺次郎、高野岩三郎、福田徳三、窪田靜太郎、矢作榮藏、鹽澤昌貞、河津暹の八名。

大正七年盛況當時の全員數は二百三十一名、そのうち、大學、専門學校等教授は九十名餘り、約百名ほど参加していた。

(二) 學派的特質を示す一指標としての、自由主義および社會主義との對立

明治三十四年五月二十日、「社會民主黨」が、伊藤博文内閣の内務大臣末松謙澄のもと、警視總監安樂兼道の名において即日禁止された。創立者は、安部磯雄、片山潜、河上清、幸徳傳次郎、木下尙江、西川光次郎の六名であつた。この事件を契機として公けにした「社會政策學會の辯明書」——さきの趣意書をさらに敷衍したもので、本質において全く同様のものである——をめぐつて、第一は自由放任主義の立場から田口鼎軒が批判し、鼎軒田口卯吉全集」第二卷、五五九頁—五六三頁)、第二は社會主義者であり、社會民主黨創立者の一人としてそ

の優れたる宣言起草者といわれる安部磯雄の批判、(拙著「日本經濟學史の一齣」) 第三は、後年マルクス主義經濟學者として立つた河上肇——當時二十七才の青年で、千山萬水樓主人の學名をもつて、社會政策學會を批判し駁撃した。それは尤も辛刺を極めたものであつた。(拙著「日本經濟學史の一齣」) 田口鼎軒の批判にたいしては、葛岡(中島) 信虎が應酬した。社會主義よりの批判については、この場合とくに反駁を公けにしなかつたが、金井延は明治二十年代から、社會政策主義の立場から當然社會主義の批判を繰返していたのであり、後年になつて多くの社會主義批判を公けにした。明治三十六年に「社會政策」(東洋學藝雜誌)、明治三十七年に「社會主義」(法學協會雜誌)明治四十五年「社會政策と社會主義」(國家學會の雜誌)、大正二年「社會主義は社會本位に非ずして個人本位なり」(法學新報)、大正二年「社會主義の政治的要素を論じて其の結局社會本位に非ずして個人本位たるに過ぎざるを斷定す」(法學協會雜誌)等がそれであるが、これを通じて、社會政策學會の代表的學者の社會主義觀とそれの對立的立場を窺い知ることができよう。

社會政策學會が、第一、官僚・國家・政府の立場と必ずしも同一ではないこと。第二、自由放任主義と對立していること。第三、社會主義と對立していることにおいて、その對立を通して、自からの學問的立場とそこに見らるる同學會に一般的に「思想の流れ」としての社會政策學會の「學派的・思想的立場」が察知しえらるると思ふ。もちろん、同學會の會員すべてが、嚴密なる意義において全く同じ立場に在るといふのではなく、むしろ、會員個人においては、相互に多少の相違、喰み出した部面のあることが自然であり、當然であることを考慮のうち置きつつも、その底流に一貫する共通の立場を洞察することが可能であると思はるのである。

八 學派對立の標準

——社會政策學派の場合——

獨乙歴史學派經濟學の輸入者であつた金井延博士は、學派對立の標準としての三點を擧げている。

一、研究法（歸納・演繹併用）、二、政策（保護育成）、三、哲學（國家有機體說）。

明治十年代の日本の思想界を風靡した「思想の流れ」である個人主義の哲學と自由主義の社會思想にたいして社會政策主義は全面的に對立し、これを克服することができた。その中心的な學者であつた金井延博士によれば、わが國で經濟學における「舊派」は、ミル、フォセツト、ケーリー、マクラウドの學說を金科玉條としておるが、これらは最近では、イギリスにおいてすら、すでに衰え、最新の學派として、「講壇社會黨」の經濟學說が擡頭しているのであるとし、金井博士自らの學說として、明治二十七年五月「經濟學」（海軍主計學校發行）を示し、さらして明治三十五年五月「社會經濟學」を公刊して自らの學問的方法および立場を明かにした。

註1) 金井延「經濟學の近況と講壇社會主義」明治二十四年五月、「東洋經濟雜誌」、河合榮治郎、上掲、四二二頁。

金井博士は舊派經濟學に對して、自からの新派經濟學を「講壇社會黨」の經濟學說であるとし、彼はこれを「社會政策學派」とも呼んでいる。

〔註〕 河合榮治郎の批判に曰く「歴史學派は正統派經濟學の人間觀を是正し、又其の研究方法に於ける對立は、經濟學上の重要な問題ではあるが、之を以て舊派經濟學との對立が盡くされてゐる譯ではない。殊に歴史學派の研究方法は原動に對する極端の反動に陥つた傾きがあるから、研究方法自體として反省の餘地がある。之れ金井がロツシヤーに心酔する當時の學界にも満足が出来なかつた所以である」と。

註1) 河合榮治郎、上掲、九五頁。

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

金井延は「經濟學」の中で云う。

「歴史派の流れを酌みたるものは動もすれば、歴史的歸納的研究にのみ偏して經濟學の研究には演繹法も亦必要なるを忘るるに至る。此弊を矯め且時勢の變遷に依り必要を生じたる經濟政策の新なるものを專一に攻究するの目的を以て、歴史派に屬しつつ自然、新學派と稱すべきものの起るに至れり。余之を稱して社會政策學派と曰ふ。則ち當今専ら獨逸に行はるる最新の學派なり……」と。かくて、此の學派の特色を七點に分けて説明した。

第一、經濟現象は他の社會現象と有機的に連關するものであるから、經濟學の研究は他の社會科學と密接なる連關を保たねばならぬこと。

第二、各國民はそれぞれ歴史的發達を異にし、したがつて異なる發達段階にあるから、經濟理論の妥當性は相對的であること。

第三、人類の欲望は複雑にして決して單一の利己心に歸することはできない。

第四、經濟學の研究には、從來の如き演繹的方法を捨てて、歴史的歸納的方法に據るべきこと。

第五、各個人の絶對的自由は、之を認めることはできない。

第六、國家は弱者を保護する必要のあること。

第七、國家は原則として個人の自由を尊重し、ただ例外としてのみ干涉を認めること。干涉の方法は立法に依ることを良しとすること。

第一より第四までは學問の研究方法に關する特色であり、第五より第七までは政策の原理の特色である。金井博士は、これについて講壇社會黨という名稱は、この派の人々の經濟政策に對する意見を標準としたもので、純

正經濟學研究（經濟原論）の主義を標準としたものでないから、經濟學研究の點については意見を異にするものがあり、（一）歴史的研究のみを可とする學者、（二）歴史的研究のみに偏するは不可であるとする學者がある。ただ、何れも、歴史的研究といふこの範圍内において多少の特色を有するものであると云つてゐる。金井博士が、ここに挙げた七點の特色は、そのまま、博士自らに妥當するものとして差支えない。

金井博士は、このような歴史學派と、從來の舊派經濟學との學派的相違を三點に分つてゐる。

第一は、哲學上の基礎が異なる。

第二は、學問研究の方法論が異なる。

第三は、實際應用上の傾向、實踐的意圖が異なる。

第一、學問研究における演繹と歸納とは相關的であり、一演繹は歸納なくして存在する能はず、歸納もまた演繹を得て始めて成立するを得、要するに二者は互に相待ち相援引して始めて全きを得べし」とし、歸納法は、特に經濟政策（「應用經濟學」）において、歴史と統計とをもつて演繹を助けるものであるという。

註1) 河合榮治郎、上掲、九七頁。

2) 河合榮治郎、上掲、九七頁。

正統派の方法論的特質は演繹法であり、利己心をもつて經濟現象を支配する唯一の勢力であるとし、スミス以後、學者はこれを假定とせずして事實であると論斷したところに誤謬がある。

わが國の自由主義經濟學の明星、田口鼎軒は、その典型的學者である。

「人みな其所有物を愛するの私利心あり。即ち親族兄弟朋友を愛するの心あるなり。夫の孝や悌や素と此私利心

と同一なり。嗚呼人類の腦裏、豈に二種の相容るべからざるが如き心あらんや、皆な私利心の成長してその枝葉を廣めしが爲めに、枝葉の内に相ひ抵牾するもの發するなり、然れども其本源に至りては、素より一根から出でずんばあらず。之を要するに倫理の情は私利心の枝葉なり、善惡正邪の考は世人の評判を得て而して後に發するものなり故に善惡の者は社會の評判に發するもにして、其所謂善とは行ふ人に利なるに非ず、寧ろ受くる人に利なるなり。其惡とは行ふ人に害なるに非ず、受くる人に害なるなり。行ふ人の利害得失は嘗て其算用中に入らざるなり」(田口鼎軒「日本開化小史」明治十五年、岩波文庫版六九一七〇頁)。と。これは正流派經濟學を支配した自然主義哲學であり、ベンサム、スペンサーの人間觀であり、田口鼎軒の經濟學の前提であり、基本的原理と相結ぶものである。

明治初年以來、二十年前後まで日本の經濟社會思想界を支配した思想は、イギリス正統學派の經濟學說であり、この學說は國際貿易に政府が保護を加えようという保護育成政策に反對するのみでなく、勞働者のために、これを資本家から保護しようとする主張にも反對であり、すべて政府が、産業活動にたいして不干渉であるべきこと、すべて民間の自由放任に放置すべきことを主張した。福澤諭吉は社會問題、勞働問題について論じたわけではないが、一般に啓蒙的意義において自由放任主義を主張した。(「學問のすすめ」第五篇、明治七年)。田口鼎軒は明治十四年東京府會で施療費並びは養育院の廢止が問題になつたとき、その廢止論に贊成して、曰く、饑餓に瀕せるもののみ特別に貧困なるもので、その他の人々が皆人を救うほどの富を有するものとは言えない。地方税を以て貧民を救うは、一人の貧民に租税を課して、他の貧民に與うるものであり、「貧民より得たる貨幣を以て、他の人民に與うるが如き天下豈えより慘憺の事あらんや」と論じている¹⁾。

註1) 河合榮治郎 「金井延の傳記と業績」六六頁―六七頁

勞働問題に關する正統派と社會政策學派との相違においてもこれは明らかである。田口鼎軒は、「勞働問題は經濟問題である」と云い、道德家、宗教家、慈善家の問題ではないとするのであり、それは正統學派に共通の立場であり、日本の舊派經濟學者に普遍的な意見であつた。

明治二十四年職工條例の制定が問題となつたとき、田口鼎軒は自由主義の立場からその必要なしと主張した。

「思ふに日本の工場に於て職工を保護するの必要を感じるに至るは、尙ほ歲月を要するならん乎。抑も我邦の傭者たるもの多くは人情に富める人なり、決して勞働者を酷使せざるなり。……去れば日本今日の工場は職工の極樂淨土にして、傭者及び株主の地獄なり。」(「鼎軒田口卯吉全集」第二卷、五三四―五頁)。

この考え方は、その後、「工場法」制定が問題となつたとき、資本家は工場法に反對したが、中で製造業者尾澤琢郎の意見は、田口鼎軒の意見に相通するものがある。「マツチ工場では、工女を酷使しているように見えるのは誤解である。幼年職工などは、マツチ工場では、むしろ遊戯場と心得、慰み半分に勞働しているのである」と。まさに資本家イデオロギーの典型的な代辯的見解であると言えよう。

註1) 岸本英太郎、日本勞働政策小史四八頁―五〇頁には、資本家田村正寛、日比谷平左衛門の代表的な工場法反對論が採録。

鼎軒は勞働者の同盟罷業には賛成したが、賃銀問題については、いわゆる賃銀基金説を採つてゐる。

「元來一國賃銀の歩合は其國に於ける勞働者の數と賃銀基金の高さとに依りて定まるものにして、即ち經濟上動かすべからざる原則の支配する所にして人力の如何ともすべからざるもの」(全集同、五三六頁)としてゐる。さらにまた曰く「今や勞働者保護論者の一種が、財主を怨むの過激なることは、彼の男女同權論者が男子を惡む

が如きものあるなり。蓋し論者は資本と勞働とは互に相調和すべきものたることを知らざるものなり。論者は資本の増加するに従ひ利息相場の低落すること、利息相場の低落するに従ひ賃銀相場の増加すること、賃銀相場の増加するに従ひ勞働者の希福の増加する事の理由を解せざるものなり(同五四二頁)と。まさにこれは自由主義經濟學派の勞資の自然調和論の典型である。さらに曰う。「勞働問題は……素と勞働者が製造主に對する不平心に發したるものなり。……故に此の不平は下女の井戸端會議と同じく、永遠に社會に絶滅せざる性質を有するものなり。然れども單に勞働者の不平のみにては世論を動かすに定らず。之をして世論を動かすに至らしめたるは慈善家、道德家、宗教家が經濟の理を知らずして、財主を怨み、經濟社會自然の調和に一任せずして國家の干渉を要すると思考するに發するものなり。

……然るにゼルマン、經濟學者の如きは勞働問題は資本勞働の自法の調和に一任すべからずと斷定し、終に此の問題をして大學講座の講究問題たらしめたるなり。然れども「勞働問題は純然たる經濟問題なり」と。

「余輩は、片山潛、安部磯雄、木下尚江等の諸氏が之を恐れて終に資本公有を主張するに至りしことを無理ならずと信す。何となれば諸氏は經濟學者にあらざればなり、何となれば諸氏は資本と勞働と相調和するの理を講究したる人にあらざればなり、……然れども和田垣、金井等の諸氏に至りては、實に我が邦有數の經濟學者なり。諸氏にして資本勞働の調和の理を解せざるの理なし、然るに今其の文を見れば則ち曰く、余輩の理想は勞働と資本との調和にありと。夫れ勞働と資本とは自由競争の下にありて既に調和せるなり。然るに諸氏は之を以て不調和と爲し、法制の干渉を之に加へんと欲す、余輩實に解する能はざるなり」(同五六一—三五頁)と。

勞働問題は、道德、宗教、慈善等の問題ではなく、經濟問題であるとし、人力の如何ともすべからずる經濟の

原則が貫徹するものであると主張するところに正統派經濟學の核心がある。經濟社會を貫徹するこの經濟の原則とは自然法則として捉えられた經濟法則である。社會政策主義がその學問方法論としての歴史主義においてこれと對立する理由はここにある。

社會政策主義と自由主義との對立は、さらに自由主義思想の據て立つ個人主義社會哲學立場を挾んで見られる。田口鼎軒の個人主義哲學の立場は次ぎのごとくである。

「……社會主義といふものは一國共同、一社會共同のものにやらせるのが、一個人が別々にやる、即ち銘々利益を受けるだけの割前を出して勘定するより公益になる、故に共同體即ち政府自治體に託するという方が即ち社會主義の根本であろうと思ふ。……文明の進歩に従つて……此社會の團結即ち機關が益々強くなると認めなければならぬ。で私は此點に於て社會主義が益々發達すると云ふことを認めて居る。併ながら私は茲に於て個人主義の利益を説かねばならぬのは、そうなつてもです。夫れは個人の便利の爲めに其方が宜いから、さういふ風にするので、根本は個人主義であると言はねばならぬ。従つて個人に便利だからさうなると言はねばならぬ。……彼の文明の進歩に従つて社會主義が行はるる如きも、夫れも皆個人の利益であると云ふ點から行はるるのであると云ふことを考ふるのでございます。」

註1) 田口鼎軒全集、第二卷、五四一、五四二頁。

社會政策主義の立場からの金井延の駁撃は、個人主義はアンシャンレジームの極端な專制國に起つた反動であると云うことよりして次のごとく論を進めている。

「けだし個人主義の根本主張たる絶對無限の自由にして、實際に行はれむか社會經濟は全然自然の成行に放任さ

れ、國家と一般社會とは經濟上何等積極的になす所なく勞働者竝に一般下層階級の狀態に對し一切の責任を免るべし、若し斯くの如き消極的の政策を行ふて何等の故障なく而かも經濟界の病弊自らにして治癒するに至るを得べくむばは是れ實に簡便を極めたる政策にして古代の無爲にして化すてふ徳政に少しも劣らず、然れども斯くの如きは近世社會の必要を無視し國家公權をして徒に虚器を擁せしむるものなり、其の到底行はる可からざるは東西古今の經驗之を證して餘りあり……」と。かく個人主義を發擧した金井延は、これに對立するものとして自らの立場を、國家有機體説において示している。彼は、彼の論文に幾箇所か國家有機體説を述べているのである。

註1) 河合榮治郎、上掲、七八頁、七九頁。

「社會經濟を談ずるもの宜しく先づ社會とは何物なりやを辯明すべし、夫れ社會は單に人類の集りたるものにあらず、其の集り居るものが互に相倚り相助くるの關係を持ち法律制度の下に一定の規矩を奉じ一種の有機體を成さざれば之を稱して社會と曰ふを得ず、故に鳥合の個人幾萬幾億ありとも社會を爲さず、古來社會を人身に譬ふるもの多しと雖も漠然と唱ふるに過ぎず、未だ之を充分に證明したるものにあらず、之を學理に照して社會も亦一種の有機體なるを證明したるは其れ唯スペンセルの社會學原理、コントの實驗哲學、シュツフレー氏の社會構造效用論のみ歟。」と。

金井はかくて「社會の有機體たる證跡凡そ六あり……」として、六個の理由を擧げて國家有機體説を主張した。國家が有機體であるとすれば、個人は有機體の一部としての存在にすぎないことになり、それ自身目的ではなくなる。従つてこの哲學的立場から個人主義に對立することは當然である。個人主義の立場からすれば、國家は個人の安寧と個人生活の秩序を維持する法治國である。しかし金井博士の國家は法治國であると同時に、文化國

である。「方今の國家は單に法治國たるのみならず、兼て又文化國カルチャー・ステイトたらざるべからず」という。また、「近世の國家は積極的の方針を採つて絶然たる法治國主義と云ふやうなものに依らずして、文化國、教化國、或は化育國の主義を取つて此の社會狀態を進めて往く。獎勵して行く、人文の發達を助けて往く、といふやうな方針を採ることとなつた」云々。まさに近代のピスマルク・ドイツ帝國イデオロギーであり、フィヒテの影響を受けたシュモラー、ワグナー、トライチケ等の哲學思想の傳統を繼承しているものと云わねばならぬ。さらに近代國家主義の傳統である、金井が日露戦争前夜における他の東京帝國大學の教授とともに七博士の一人である所以である。さらにそれは近代ヒトラーのナチスにおけるローゼンベルグ、ムッソリーニにおけるロッコの國家有機體説と、全體主義・ファッシズムに共通する道であると言わねばならぬ。

九 結語の一——「學派」の概念

學派は學問の本質的性格が、その基底を爲していなければならぬことはいうまでもない。しかも學問の充分な性格は、それが論理的・理論的であることと、實證的（即對象的）であることである。この前提のもとに學派としての性格、乃至は概念は、それを構成している複数の學者間に、ほぼ左のごとき共通なる學問的諸點が考えられるであらう。

- (一) 學問上の立場の共通——（他との相違）
- (二) それに關連して、學問方法論の共通——（社會機構の本質的把握、演繹・歸納兩方法の併用）
- (三) 世界觀の共通——（哲學—社會哲學）

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

(三六五)

四八

(四) 實踐・政策における共同の立場、態度

(五) 理論と實踐における批判・攻撃にたいする共同防衛

(六) 學問研究における共同作業、等

とくに學問上の立場の共通が一般的であるが、嚴密に言えば、社會科學としての學問が、學派としての特質において、社會機構本質的把握において、その社會科學方法において、一貫し、それが體系として自己完結したものでなければならぬ。いはば根本において、それが「學問」的體系であるということ、集成體としての社會の「科學」であるということである。

金井延は、社會政策學會一派の立場をば、「社會政策學派」と呼稱し「新學派」という名を冠しているが果して嚴密なる意義において「學派」としての本質を備えているかどうか、ということには、なお検討を要するであらう。

もちろん、「學派」對立としての標準(一)研究法、(二)政策、(三)哲學に置き、一應、理論的、實證的の學問的性格を備えていることはいうまでもなく、その限りににおいて、たしかに「學」の名に値し、さらにその一派を「學派」とも稱し得よう。しかし、「社會政策學」において、「政策學」として、資本主義の機構的把握、すなわちその基礎範疇を客觀的に、社會科學的に、本質的に把握して、それが一つの自己完結的な學問體系であるかどうか、という點で、なお問題がある。

金井延を代表とする社會政策學派の諸學者によるその「趣意書」、「辯明書」、「自由放任主義および社會主義に對する論争、論著」、「著述」、「論文」等々を通じて、例えば資本家と勞働者の階級的軋轢の調和とか、富者と貧

者、社會的強者と弱者の對立の緩和とか、國家の立法を通して、上から、外部から、あるいは第三者の勸告によつて、理想主義的に、勞資兩階級の調和と社會改良とを目的とするとか、かくて資本主義の圓滿な發達を期するとか、いう實踐的意義を強調しているもので、たとい日本の現實を對象として立論していても、恰もドイツ社會政策學派における、いわゆる思想の流れとしては特定の傾向を有つ形而上學的な倫理的・理想主義者社會政策主義に立つてゐるにすぎぬ觀を覺えるものである。さらに、極言すれば、エリザベス朝における poor law の説くところのものと、本質的に相通するものさえ感じられるのである。

同、「學派」の諸學者の主觀的意識の如何に拘らず、客觀的には、「科學としての社會政策學」の本質を具備したるものとは言えないと思う。それが、資本主義の根本的機構——その基礎範疇をば、客觀的に把握し、資本家と勞働者、富者と貧者、強者と弱者との對立を離れ、人と人との關係における問題を轉じて、資本と勞働力という商品との關係としての基礎的範疇において、言いかえれば、物と物との關係において機構的に把握することによつてのみ、はじめて社會科學として理論的構成の根柢が確立すると言えるであらうし、はじめて經濟理論が眞に「社會科學的」たりうるものであると言えよう。従つて、資本主義社會經濟の本質的・基礎的諸關係は、すべて人と人との關係が物と物との關係において表現された再生産過程としての事實を洞察し、その本質的關係をば客觀的に機構的に把握してのみ「社會政策學」もまた科學として確立しうる道が開かれると言えよう。このような學問方法論に立たざるかぎり、社會政策學は、眞に社會科學として、學問史上に立ち「學派」として自己を主張しえないものではあるまいか。明治三十三年の創立にかかる日本社會政策學會の社會政策學派の社會政策學派としての性格は、なお、かかる點において、いまだ充分に「學派」として學問的に確立しえたものとは言ひ得ない

ものと考えられるのである。

一〇 結語の二——「學派」私見

われわれが「學派」と呼ぶ場合、さきに積極的によどのような點に、とくに注目すべきであろうかということにつき、簡単に私見を述べてみたい。

「古典學派」とか「歴史學派」、「マルクス學派」など、「學派」という場合に直ちに連想するわけであるが、それらは、まさに學派と呼びうる學問的特質を備えているのではないか。それはどのような點においてか。試みにこれを歴史學派の源流、或はその祖としてのリストについてみるならば、リストの體系は、理論體系というよりは、むしろ政策論體系と見てよいが、しかし、なおそれを成立せしめる上には、彼獨特の「國民生産力」の概念において、社會科學としての基礎範疇を必要としたのである。彼はこの概念を構想することによつて、はじめて、「政治經濟學の國民的體系」を一貫して、その全體を、「特殊ドイツ國內市場形成の理論」として確立することができたのである。それ故にこそ古典學派のスマスの理論をば價値の理論として排斥し、自己の體系的・理論的立場を主張することが可能となつたのであつた。しかもその概念構成は、ドイツの現實と著るしく切實に結びついたものであり、その意味において、まさに優れて實踐的なものであつたことは、彼れの一生、その關稅同盟運動に活躍したことがそれを實證する。アダム・スマスの場合においても、全經濟學的體系の基底に利己心と自然的秩序という基礎範疇が把えられていることは周知の事實である。バナーナード・マンデヴィルにおける。「私悪は公益」という立場を、積極的に、私悪たるべき中世的な利己心がスマスにおいては、何らの疑念なしに商業的社

會の發展に寄與する利己心であり、經濟の「自然的秩序」が、豫定調和的に實現しうるものとされた。そしてこの經濟の自然的秩序は、商品生産社會においては、價格の秩序として表現されるので、かくて人間の利己心・自愛心という計量の不可能な性向が、價格を通して數量化しうる計量的現象となり、自然的秩序から社會的秩序への社會科學的基礎が全面的に體系化される。このことは、ケネーの「經濟表」における重農學派の體系において「人間的」、「現實的」秩序から「自然的」秩序における「理想的」な、妥當的な體系が構成されているのは、その學問的意義において同様である。マルクス學派においても、その思想と學說の體系として、人類の三つの最先進國に屬する十九世紀の精神的思潮、すなわちドイツ古典哲學、イギリスの古典經濟學およびフランスの革命的諸學說一般と結合したフランス社會主義の繼承であり、その完成である。その全體を通じて近代的唯物論と近代的科學的社會主義とを、世界のいつさいの文明國における勞働者運動の理論および綱領として、マルクス主義の徹底性と緊密性とはその主要内容であるマルクスの經濟學說の敍說に先だつて、彼の世界觀一般を簡單に概觀することを必要ならしめる¹⁾。このような思想と學說における規定から、一般に次ぎのごとき契機を取り出しうるであらう。(一)一つの學說はそれを成立せしめる契機として、その説述者の思想と學說(＝理論)を要し、さらにそれが一定の體系として自己完結的であること、(二)それは自からの前に存立する諸思想、諸理論を自己の内に包攝し、それぞれを自己の學說體系の中に論理的に位置づけしめねばならぬこと、すなわちこのことによつて始めて自己の體系を理論(思想および學說)一般において、より包括的・一般的ならしめ、その意味で理論を一層深化し發展せしめているということ、(三)それは、現實社會の一定の運動と結びつくことによつて、本質において實踐的であること、(例えばマルクス學說ならば、近世勞働者運動の理論および綱領として表現されるがごとき)。(四)そ

れが學說・理論の展開に先立つて世界觀と結びついているということ。すなわち世界觀をその體系成立の前提條件として有ち、また逆にその理論により強力な支持を受けること。これら四つのモメントは、近世におけるいわゆる「學派」形成の必須要因と考えられるのである。

「經濟學批判」の序説に甚だ示唆に富める一節がある。すなわち「社會において生産する個人が——したがつて社會的に決定せられた個人々の生産が、自ら本論の出發點を形成する。スミスおよびリカルドが、その議論の出發點としたところの、個々の孤獨の獵人および漁人は、十八世紀の殺風景な幻想に屬している。彼らはロビンソン主義者である」と。このような批判的立場からその理論の出發點に、「社會的」生産において自己を成立せしめる個人、その意味で「社會的個人」を端緒におくことにより、はじめて古典派の孤立せる個人から自己を區別し得た。その上に資本論の諸範疇が整然と形成されて行つたのであるが、とくに勞働の二重性を捉えたこと、勞働力の概念を樹立したことなどを考慮すれば、さらに明かに學問なるものの意義が理解しえよう。かくて、「學派」と呼びなす場合、まず自己の立場を現實の社會の中に、しかも特殊的に自己の立脚地を指定することにより、何よりも實踐的關心との關連において問題を設定し、しかもそれまで存立しえた理論體系の根源的基礎範疇を理論的に・一般的に一層深化發展せしめる方向において擴充・把握し、その意味で從來の諸理論體系を自己の理論體系の中に位置づけることを要し、しかも、かかる基礎的範疇をうち樹てることにより、その理論的發展としての概念構成、諸範疇の樹立と學的組織を實現し、かくてその全體系の結論が、その端緒の實踐的關心の説明、ならびにその解決の可能性の方向を指示するという形態を現象せしめる。このような學問的體系構成を、その意味で自己完結性を持つているとき、はじめてこれを「學派」と呼ぶに値するのではあるまいか。

註1) レーニン「カール・マルクス」岩波文庫版、一六頁。

〔註〕學問的な意味でなく、政治的にスクール（論派）の名に値するものは、明治時代には、新歸朝の西園寺公望、中江兆民を中心として、光明寺三郎、栗原亮一、松澤求策、松田正久等によつて創刊された明治十五年の「東洋自由新聞」の一派であるという。これについて、最近、長谷川如是閑氏は、陸羯南の「近時政論考」を紹介しつつ、次ぎのごとく述べている。――

「近時政論考」は、同じ時代の、その憲政への過程を思想の闘争の歴史として見たもので、維新から二十年代の始めまでを政論の發展から見て四期に分つて、第一期の維新直後は、歐洲大陸の學風を直譯的に理解し、主として中央集權的國家權力の確立を期する國權論者と、むしろ經濟的發達に重點を置く國富論との對立時代で、前者は、加藤弘之、箕作麟祥その他「明六社」の一派が指導的地位にあり、後者は、福澤——も明六社同人だが——一派の實利主義者を中心としていたが、他に民選議院を唱える一派を生じたのもこの時期で、制度の變革を主張する國權論者から出て、その殿りとなり、第二期の過激論派の先驅としての役割をそれがつとめた。

第二期の政論は、民權論派の時代で、政府部内の對立から生れた民選議院建白の一黨に始まつて、民權自由の一派に進み、それが一民權は血を以て之を貰うべし」という共和主義の過激派となつたので、早く明治八年に政府をして言論彈壓の法律を制定せしめた。

第三期は、明治十三年前後で、第二期の民權論派には、「懣懣論派」というべき西郷一派と、「快活論派」ともいうべき板垣一派とに分れたが、西南戰爭の結果、前者は潰えて、後者の一人舞臺となり先ず「國會期成同盟」が起り、また「新自由主義」ともいうべき一派を生じた。これは西園寺公と中江兆民を中心としたフランス思想に立つた「東洋自由新聞」の一黨で、始めて日本の政論に「論派」の名に値するものを見たのであつた。また「自由」、「改進黨」、「帝政」の三派の對立を生じたものも、この第三期だつた。「自由」、「帝政」の二派は、第一期の「國權論派」に淵源し、「改進黨」一派は、「國富論派」の發展だつた。（中略）

さらに「經濟論派」及び「法學論派」の起つたのも、この第二期に於てだつたが、前者は自由主義經濟に於て「改進黨」に一致し、後者は主權在君論によつて「帝政派」を支援した。

第四期は、即ち明治二十年前後のそれだが、伊藤博文が憲法取調の歐洲旅行から歸つて、「獨逸風」を移入した時期だつた。「自由論派」の「佛國風」と「改進黨派」の「英國風」とは、漸く影の薄くなつたのもこの期間だつた。（ある心の自敘傳「三六五―三六七頁」）

「學派」の成立としての日本社會政策學會の性格

(三七〇)

五三